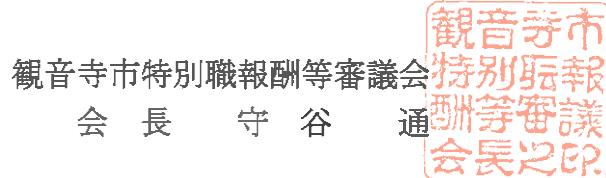


観音寺市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長
の給料の額について（答申）

観音寺市特別職報酬等審議会

平成31年2月7日

観音寺市長 白川晴司様



観音寺市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長
の給料の額について（答申）

平成30年9月25日付30観秘第119号で、貴職から本審議会に対して
諮問のあった観音寺市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給
料の額について、次のとおり答申します。

1 はじめに

平成30年9月25日、観音寺市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基
づき、本審議会は、観音寺市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長
の給料の額について諮問を受けた。

本審議会は、最近の社会情勢、他の地方公共団体の特別職の給料及び報酬等
の状況、さらには、本市の財政状況、人事院勧告の内容、職員給与の状況など、
本市の特別職の報酬等に関する諸事情等を総合的に勘案し、公正かつ慎重に
審議を行った。

2 結論

（1）市議会議員の報酬の額

据え置くことが適当である。

（2）市長、副市長及び教育長の給料の額

据え置くことが適当である。

3 理由

(1) 背景等

日本経済は、2012年12月に始まった景気回復局面が高度経済成長期の「いざなぎ景気」を超えて戦後2番目の長さとなった。2018年11月の内閣府「月例経済報告」においても、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されている。また、県内の地域情勢に目を向けてみても、香川県公表の景況判断において、緩やかに回復しているとの判断が、2018年4月より据え置かれている。

一方、本市の財政状況は、普通交付税の段階的な削減等による経常収支比率の微増が懸念される部分もあるが、概ね健全に推移すると見込まれている。今後も、歳入の確保と各種事業の取捨選択により、さらに適切な財政運営を期待するものである。

(2) 市議会議員の報酬の額

市議会議員の報酬の額については、政務活動費も考慮して検討した。政務活動費は、議員の調査研究のために交付することができると地方自治法に規定されているが、本市では制度化していない。本市の議員報酬と政務活動費を制度化している県内近隣市における議員報酬に政務活動費を加えた額とを比較すると、均衡を逸している状態ではないと考えられる。今後も、他市と同様、市民サービスや市民福祉の向上に向けて、議員の調査研究活動は重要度が増していくものと思われる。本市では政務活動費の制度が無いため、報酬額は改訂せず、据え置くことが適当である。

(3) 市長、副市長及び教育長の給料の額

本市の市長、副市長及び教育長の給料の額については、人口と産業構造により分類される、全国の類似団体との比較においては、中位からやや下位にあるが、県内各市の比較では中位であり、均衡を逸している状態ではないと考えられる。

また、民間給与との均衡を目的に実施される人事院勧告は、昨年に引き続き給料・ボーナスともに引き上げられている状況ではあるものの、行政コストの削減のため平成22年以降継続している給料の自主減額も尊重すべきであり、据え置くことが適当である。